

# 誓 約 書

大分県知事 殿

採石法第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当していないことを誓約いたします。

年 月 日

誓 約 者（法人代表者）

住 所

名 称

代表者の<sup>（ふりがな）</sup>氏名

生年月日（ 年 月 日生 ）

\*\*\*\*\*採石法 抜粋\*\*\*\*\*

## 第三十二条の四

- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第三十二条の十第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 第三十二条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であつて法人であるものが第三十二条の十第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその採石業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第七号において「暴力団員等」という。）
- 五 法人であつて、その業務を行う役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※当該誓約書で得た個人情報、採石法の事務手続にのみ使用し、他の目的での使用は行いません。

# 誓 約 書

大分県知事 殿

採石法第32条の4第1項第1号から第4号まで及び第7号に該当していないことを誓約いたします。

年 月 日

誓 約 者

住 所

(ふりがな)  
氏 名

生年月日 ( 年 月 日 生)

\*\*\*\*\*採石法 抜粋\*\*\*\*\*

## 第三十二条の四

- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第三十二条の十第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 第三十二条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であつて法人であるものが第三十二条の十第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその採石業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第七号において「暴力団員等」という。）
- 七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※当該誓約書で得た個人情報、採石法の事務手続にのみ使用し、他の目的での使用は行いません。

# 誓 約 書

大分県知事 殿

採石法第32条の4第1項第1号から第4号までに該当していないことを誓約いたします。

年 月 日

誓約者（業務管理者）

住 所

（ふりがな）  
氏 名

生年月日 （ 年 月 日生）

\*\*\*\*\*採石法 抜粋\*\*\*\*\*

## 第三十二条の四

- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第三十二条の十第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 第三十二条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であつて法人であるものが第三十二条の十第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその採石業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第七号において「暴力団員等」という。）

※当該誓約書で得た個人情報、採石法の事務手続にのみ使用し、他の目的での使用は行いません。

様式第26（県様式）

## 従業員証明書

大分県知事 殿

（業務管理者名）

上記の者は当（社）方の従業員であることを証明します。

年 月 日

住 所

証明者

氏名（名称）

※当該証明書で得た個人情報は、採石法の事務手続にのみ使用し、他の目的での使用は  
行いません。